

○議長（吉田敏郎）

日程第8 発議第1号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

佐々木昇議員。

○2番（佐々木昇）

それでは、議案を朗読いたします。

発議第1号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年3月3日提出、提出者、開成町議会議員、佐々木昇、賛成者、同、湯川洋治、同、石田史行、同、井上三史。

提案理由、令和2年5月1日付けで、本町の組織・機構の見直しが実施されることに伴い、各常任委員会の所管する部名等が変更されるため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

今回の一部改正については、提案理由にもあるとおり、本町の組織・機構の見直しが令和2年5月1日付けで実施されることに伴い、各常任委員会の所管する部名等が変更されることに伴うものです。

それでは、次ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例。

開成町議会委員会条例（昭和31年開成町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、改正する規定ですが、まず第2条第1号のアの規定で、改正前の「行政推進部」を改正後は「企画総務部」とし、また第1号のイで、改正前の「まちづくり部」を改正後は「都市経済部」に改正するものです。また第2号のアで、改正前の「町民サービス部」を改正後は「町民福祉部」とし、第2号のイの「保健福祉部の所管に属する事項」を削除し、第2号のウの「教育委員会の所管に属する事項」を第2号のイへ繰り上げるものです。

この条例の施行日は、本町の組織・機構の見直しが令和2年5月1日付けで施行されるため、同日の令和2年5月1日とするものです。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論はないようですので、採決を行います。

発議第1号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田敏郎)

お座りください。起立全員によって可決されました。